別表第八その三（第八十八条関係）　（昭三三総理令一一・追加、昭四〇総理令六・昭五〇総理令一一・全改、平二総理令一一・平五防衛庁令一一・平一〇総理令一一・平一二防衛庁令一一・平一三総理令三・平一四防衛庁令一一・令八・一・一施行）

国の所有に属する漁業法第八十八条に掲げる漁船に備え付ける書類

船舶等国籍票

第　号

名称	
全長	
最大幅	
喫水	排水量

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

備考

一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）であつて、「喫水」の定めのない場合であつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。

二　陸上自衛隊の使用する船舶であつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。

三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶であつて、排水量の定めのない場合であつては、「排水量」に代えて「基準排水量」と記載するものとする。

四　書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。

五　この書類の材質は、金属又は紙とする。